

## 株式会社 i WORKS 一般事業主行動計画

社員が能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025 年 11 月 1 日～2030 年 10 月 31 日までの 5 年間

### 2. 内容

目標 1：年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施。

対策：令和 7 年 11 月から年次有給休暇の取得状況を把握し、有給取得義務 5 日の未取得かつ、期限まで残り 3 か月前となる社員に対してはフォローを行う。

目標 2：子どもを育てる労働者が利用できる措置の実施。

対策：令和 8 年 1 月から下記の対策の検討をする。

- ・始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げ制度の設定の検討
- ・フレックスタイム制度対象者拡充の検討

目標 3：次世代育成支援対策の実施。

対策：令和 7 年 11 月から下記の対策の検討、実施を進める。

- ・若年者に対するインターンシップの提供
- ・新卒採用の促進

目標 4：育児休業取得の推進

対策：令和 7 年 11 月から下記の対策の検討、実施を進める。

- ・育児休業取得の申出をした労働者の育児休職取得率 100%
- ・育児短時間勤務等で職場復帰後も仕事と家庭の両立がしやすい職場環境を整備する。

目標 5：妊娠中（不妊治療や流産による通院を含む）や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施

対策：令和 7 年 11 月から下記の対策の検討、実施を進める。

- ・妊娠中（不妊治療や流産による通院を含む）及び出産後の労働者の健康管理や相談窓口の設置
- ・相談窓口を 会長 石井文雄とし、法改正に速やかに対応をして、諸制度の周知を行う。

#### 目標 6：子どもが生まれる際の父親の休暇の取得の推進

対策　：令和 7 年 11 月から下記の対策の検討、実施を進める。

- ・出生時、父親の休暇取得の推進
- ・パパママ育休プラスの利用を促進する。

#### 目標 7：育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、育休中の社会保険料免除など、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

対策　：令和 7 年 11 月から下記の対策の検討、実施を進める。

- ・次世代育成に関する当社諸制度を周知徹底する。
- ・法改正に速やかに対応をして、不妊治療、流産による通院、育児休業、産前産後休業など次世代育成に関する諸制度を事業所内に掲示して周知を行う。

#### 目標 8：目標 1-7 以外の次世代育成支援対策に関する事項

対策　：令和 7 年 11 月から下記の対策の検討、実施を進める。

- ・若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ又は職業訓練の推進
- ・インターンシップ等の就業体験機会の提供や、トライアル雇用の推進を通じ、職業訓練を推進する。
- ・各地域の教育機関やハローワーク等との連携を強化し、機会の創出を行う。
- ・所定外労働時間の削減をはかると共に、様々な部署に合った働き方を研究し、より柔軟な働き方を選択できる制度の導入と拡充を目指す。